

出資法人等指導監督基準の制定について

平成11年4月1日
〔 総 第 155号 〕
〔 総 務 部 長 〕

改正 平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成13年7月1日
平成14年8月1日
平成14年12月1日
平成15年4月1日
平成16年4月1日
平成26年4月1日
平成30年4月1日
令和5年4月1日
令和7年4月1日

出資法人等所管課（局）長あて

県が出資又は出捐をしている公益法人及び特殊法人、県が出資している営利法人並びに県が出資又は出捐をしていないが財的・人的支援を継続的に行っている法人（以下「出資法人等」という。）に対する指導監督の適正化を図るため、このほど別紙のとおり「出資法人等指導監督基準」及び「出資法人等指導実施要領」を定めたので、貴職において、この基準等の制定の趣旨にのっとり、下記事項に留意のうえ所管する出資法人等について、その指導監督に遺憾なきを期せられたく通知します。

なお、昭和52年8月13日付け人第452号「出資法人指導監督基準等の制定について」総務部長通知は廃止します。

記

1 共通

- （1）この基準等は、県の出資法人等に対する指導監督の適正化及び統一を図ることを目的とするものであり、法人の独自の権限について、県が強制的に関与することを目的としたものではないこと。
- （2）出資法人等に対する指導監督は、当該出資法人等を所管する部（局）課が、他の法令等によるもののほか、この基準等により行うものであること。
- （3）この基準等により難い特殊事情がある場合は、別途総務部長と協議されたいこと。

2 指導監督基準

(1) 第1関係

この基準は、出資法人等に対する指導の適正化及び統一を図ることを目的とするものであること。

(2) 第2関係

この基準を適用する法人の範囲は、出資法人等であること。

(3) 第3関係

この基準に定めるもののうち、他の法令等に定めがある場合は、当然その法令等の定めるところにより諸手続きをすることになること。

なお、法令等とは、法律、政令、省令、通達、県の条例規則等をいうものであること。

(4) 第4関係

出資法人等の指導監督は、当該法人を所管する部（局）課が行うものであり、関係職員は、当該出資法人等に対して、常に適切な指導ができるよう知識の修得に努めなければならないものであること。

(5) 第5関係

出資法人等における業務の執行上必要な内部諸規程の整備について定めたものであるが、出資法人等の実態に即し不必要なものは、省くことができるものであること。

(6) 第6関係

長期展望に基づき、計画的な事業執行を確立するためには、中（長）期計画の策定が必要であること。

なお、計画年限については、出資法人等の実態に即して定めるべきものであるがおおむね5年程度の計画が適当であること。

(7) 第7関係

指導監督の方法は、事前協議、報告徴収及び実地検査をもって行うものであること。

(8) 第8関係

出資法人等に対する指導監督上、県が了知しておく必要なものを定めたものであるが、このほかに、所管部（局）課において事前協議させることが適当と認められるものがある場合は、協議の対象として差し支えないものであること。

(9) 第9関係

報告は、文書報告を原則とするものであるが、特に緊急を要する場合にあっては、口頭報告でもやむを得ないものであること。

(10) 第10関係

実地検査については、法令等に定めがある場合には、法令等に基づく検査を行うことになるので、重複して実地検査をする必要はないものであること。

(11) 第11関係

報告徴収事項として、適用できる場合であっても、県の関与の度合いや従来を取

扱いを勘案し、所管部（局）課が必要と認めた場合は、事前協議事項として適用して差し支えないものであること。

(12) 第12関係

総務部長への協議は、行政経営課長を通して行うものであること。ただし、組織及び人事管理に関すること（指導監督基準第8(2)アについては、役員の任免に関することに限る。また、指導監督基準第8(2)イ、ウ及びエについては、県職員派遣出資法人等に関することに限る。以下同じ。）は人事課を、事業管理及び財務管理に関すること（県が財政的援助（補助金、委託料、貸付金等をいう。）を行っている出資法人等に関することに限る。）は財政課を、行政経営課長の前に経由して行うものであること。

なお、事業管理及び財務管理に関することのうち、各事業年度の事業計画の策定、変更及び各事業年度の予算の作成、変更については、県の当該年度予算との整合が図られているものに限り、財政課の経由を省略することができる。

また、総務部長への協議に当たり、組織及び人事管理に関すること（指導監督基準第8(2)アに関するものを除く。）については、人事課及び行政経営課と事前に調整を行うこと。

(13) 第13関係

この基準の実施に関し、具体的な指導事項は、別添「出資法人等指導実施要領」を定めたので、これにより指導されたいこと。

3 指導実施要領

(1) 第1関係

この要領は、出資法人等を指導する上で必要な具体的な共通事項について定めたものであること。

(2) 第3関係

役員の構成については、あくまで基本形態を示したものであり、出資法人等の実態に照らし、不都合がある場合は、この限りでないこと。

(3) 第4関係

役員の任期については、原則として2年以内で定めるものであること。現に2年以上の任期を定めている出資法人等については、2年以内に改めるよう指導するものであること。

(4) 第5関係

総会又は理事会の議決を要する事項について標準となるべきものを定めたものであること。

(5) 第7関係

定員については、出資法人等の計画的、安定的経営の確保に寄与するため定員についての定めを設けるものとし、毎年度定員の見直しを行うものであること。

なお、部門ごとは、特別会計等を設け通常業務と異なる部門を有する場合は、区分して定員を定める必要があるという意味であること。

(6) 第8関係

定年は、役員を除く職員について、満65歳以内でもって定めるものであること。

ただし、当該法人の運営上特に必要と認めるときは、3年を超えない期間で延長することができるが、再度延長することはできないものであること。

なお、退職日については、原則として、定年に達した日以降における最初の3月31日とするものであること。

また、管理監督職を占めている職員は、原則として60歳に達した年度の翌年度の4月1日に非管理職に降任又は転任をするものであること。ただし、当該法人の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができるものであること。

(7) 第9関係

ア 役職員の給与は、経営状況、業務実績、事業内容、事業規模等を勘案したうえで、適正化に努めるものであること。

イ 常勤の役員の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とし、それ以外の給与は支給しないものであること。

ウ 非常勤の役員については、原則として、給与は支給しないものであること。

なお、茨城県の特別職員及び一般職員の身分を有する役員が退職する場合、報償費等（退職慰労金等）は支給しないものであること。

エ 職員の給与については、出資法人等を県職員派遣法人とそれ以外の法人に区分し、県職員派遣法人については茨城県の一般職員の例とし、それ以外の法人は県職員派遣法人の例とするものであること。

オ 茨城県を退職し、勤務することとなる者の初任給については、事前協議の対象となること。

カ その他給与に関する規程等の改正に伴う経過措置等については、別途指示するものであること。

(8) 第10関係

役職員に支給する費用弁償及び旅費は、茨城県の一般職員の例によるものであること。

(9) 第12関係

出資法人等における監事の職務の重要性に鑑み、年2回以上内部監査を実施するものであること。

なお、監事の職務を補助する職員とは、監事が内部監査を実施するに当たり、事前に事務的監査を行う者のことであり、その結果は、速やかに監事に報告するものであること。

この場合の補助職員の選任に当たって、出資法人等内部で人が得られない場合は、嘱託等の措置を検討するものであること。

(10) 第13関係

事業年度については、県の会計年度と同一に定めるものであること。

(11) 第14関係

この要領は、主な共通事項について定めたものであり、この要領に示されたもの以外で、特に必要があると認められる個別事項については、所管部（局）課において別に定めても差し支えないものであること。